

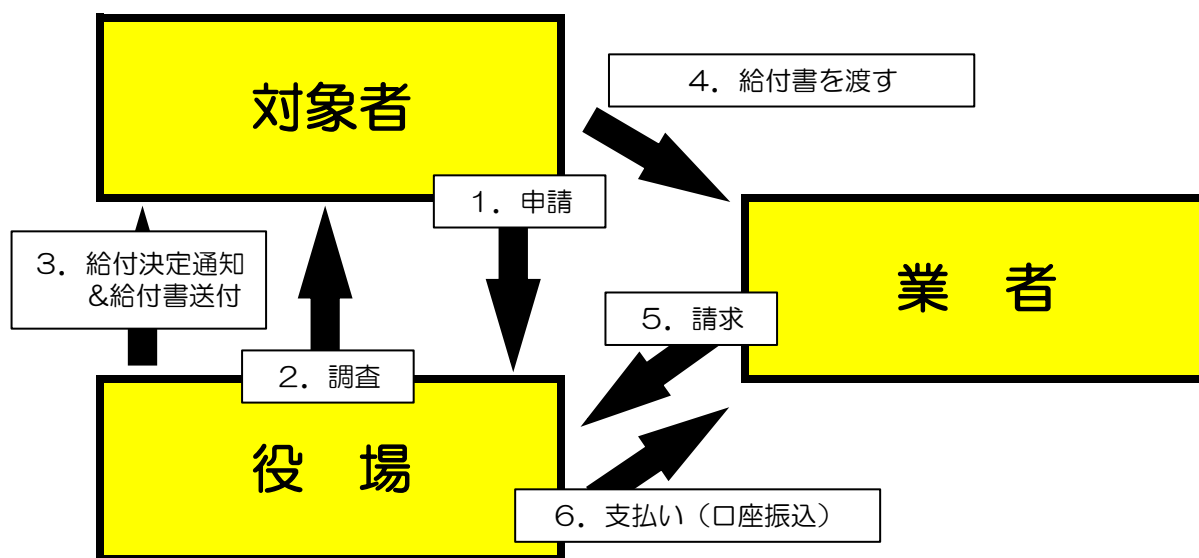
日常生活用具給付制度

心身の機能の低下に伴い必要な機器の購入を公費で助成する制度です。
日常生活用具給付制度について紹介します。おおよそ以下のような流れになります。

1. 日常生活用具給付申請を行ってください。
(申請書に業者の見積書、商品カタログの写しを添付する)

あらかじめ、業者の方にこの制度が利用できるかを相談しておいてください。

2. 聞き取り訪問調査を行います。
 3. 支給が決定すると、給付決定通知書と給付書を送付します。
 4. 業者に連絡して、商品と引き換えに給付書を渡してください。
(商品引き換え時に受領者氏名・押印をしてください。給付書⑰欄)
- ※ 商品の価格が公費負担相当額を超える場合は、自己負担額が発生します。
5. 業者の方は、給付書に必要事項ご記入のうえ、請求書とともに役場へご提出ください。(給付書⑭⑯欄)
 6. 役場から業者の方へ公費負担額をお支払いします。



【担当】

大山崎町健康福祉部健康課高齢介護係

TEL 075-956-2101 (内線139)